

病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備について

【調査の概要】

今回調査では従来からの補助事業「１ 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業」の活用予定の調査のほか、「２ 厚生労働省の標準事業例」について、ニーズ調査を行います。

なお、本調査で要望いただいた事業が基金状況、事業内容等によって、補助事業の対象とならないことがあることに御留意ください。

１ 病床機能等分化・連携促進基盤整備事業（詳細は交付要綱参照）

医療機関が急性期機能を持つ病棟から地域で不足する回復期機能を持つ病棟等への転換を行う際の施設整備・設備整備に対し補助を行う事業です。

(1) 施設整備費の補助

ア 病床機能の分化・連携等

病床機能の分化・連携等に必要な施設の新築・増改築・改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の２分の１以内）

区分	補助基準額	補助上限額
病棟 （新築・増改築）	基準面積（ 25m^2 ×病床数）×単価（鉄筋コンクリート224,000円又はブロック195,300円） （参考） １床あたり 〔 鉄筋コンクリート 5,600,000円 ブ ロ ッ ク 4,882,500円 〕	予算の状況により変動
病棟（改修）	１床あたり3,910千円	
医学的リハビリテーション施設 （新築・増改築）	基準面積（ 450m^2 ）×単価（鉄筋コンクリート250,000円又はブロック218,500円）	

※ 設計費、土地取得費、外構工事費等は対象外

イ 地域医療構想の達成に向けた医療機関の事業縮小

病床削減に伴い病棟等を医療機関内の他の用途へ変更（機能転換以外）するために必要な施設の改修に要する工事費又は工事請負費の一部を補助する。（補助基準額の２分の１以内）

・ 補助基準額 面積×単価（鉄筋コンクリート200,900円又はブロック175,100円）

(2) 設備整備費の補助

病床機能の分化・連携等に必要な医療機器等の購入費の一部を補助する。（補助基準額の2分の1以内）

- ・ 補助基準額 1 か所あたり11,000千円
- ・ 補助上限額 5,500千円

※今年度の内容であり、来年度分は内容が変更となる可能性があります。

2 厚生労働省の標準事業例に関するニーズ調査

厚生労働省の示す標準事業例（事業区分1に限る。）について、県内医療機関へニーズの調査を行うものです。このうち、必要性のある事業については、県において補助事業化に向けた検討を行います。

【想定する補助対象経費】

- (1) 再編統合、ダウンサイジング、機能転換（以下、「再編統合等」という。）の計画の策定に当たって必要となる経費
 - ア 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県が地域医療構想に精通していると認め、都道府県が選定した中小企業診断士等の専門家に相談等を行う際に必要となる経費
 - イ 再編統合等を行おうとする医療機関が、都道府県立ち会いの下で再編統合等に関する協議を行う際に必要となる経費
 - ウ 再編統合等を行おうとする医療機関が、再編統合等後の施設の基本設計・実施設計を行う際に必要となる経費
- (2) 再編統合等の際に必要となる経費
 - ア 再編統合等に当たって、医療機器やベッド等の備品を移転するために必要となる経費
 - イ 再編統合等に当たって、患者の搬送、退院支援等を行うために必要となる経費
- (3) 再編統合等に付随して一体的に行う医療従事者の宿舎、院内保育所等の施設設備整備費
- (4) 複数医療機関により病床機能の再編等を進める際の医療機関の施設・設備整備費
- (5) 地域医療連携推進法人の立上げに係る経費
- (6) 開設者が異なる医療機関の再編時における現給保障に係る経費
- (7) 早期退職制度（法人等の就業規則等で定めたものに限る）の活用により上積みされた退職金の割増相当額等の人件費